

下松市告示第142号

公 示 送 達 公 告

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び下松市税条例（平成20年下松市条例第26号）第18条の規定に基づき、下記のとおり公示送達をする。

なお、送達すべき書類は、本市税務課において保管し、申し出があれば交付する。

令和8年8月20日

下松市長 國 井 益 雄



記

氏 名 関屋 弘

納 税 義 務 者 関屋 弘

送達すべき書類 差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）